

通学路に係る法令上の規定について

学校保健安全法

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

東松山市立小・中学校通学路選定委員会について

通学区域の変更や学校の新設・統合等により、学校において通学路の選定が難しいと判断される場合、通学路の選定に当たり、有識者による審議等を行うため、教育委員会が設置し、必要な調査、審議及び選定を行う。

【主な検討事項】

①桜山小学校に至る通学路について

西本宿農民センターから谷川大橋に至る市道（第5520号線・第9061号線・第5652号線）を通学路とすることについて検討する。

登校時の時間帯（7：30～8：00）の交通量

	桜山小学校 → 西本宿農民センター	西本宿農民センター → 桜山小学校	往復した台数
2月7日	21台	14台	2台
2月8日	23台 (うち前日と同じ車：11台)	16台 (うち前日と同じ車：10台)	2台

②野本小学校に至る通学路について

スクールバス導入を前提に安全を確保するという方針であるが、徒歩で登下校する場合の通学路を想定し、あらかじめ検討する。